

交通事故の損害賠償は 借金と相殺できる？

法律で解決！

中小企業トラブルは怖くない！

監修 宮下正彦 弁護士

事例

関口さんは自動車修理工場を営んでいます。ここ数年の業績悪化で、知人のAさんに数百万円の借金があります。しかし、返す見込みがたたず、消費者金融から融資も考えていた矢先、関口さんの奥さんの息子（未成年）が運転する自動車にはねられてしまいました。Aさんは息子さんの損害賠償債務について債務引受をするので同債務と借金とを相殺してほしいと言います。そんなことが可能なのでしょうか？

宮下 奥様は大変な災難でしたね。

関口 はい、おかげさまで命に別状はなかったものの、後遺症が心配ですし、何より入院費がかさみます。Aさんには世話になってるので、息子さんの不始末についてあまり強いことを言えないというのが正直なところですよ。

宮下 結論から申し上げますと、この場合、損害賠償債務と借入債務の相殺に応じる必要はありません。相殺が認められるためには二人がお互いに同種の目的を有する債務を負担していることが要件の一つとなりますが（民法五〇五条第一項）、Aさんが債務引受けをした損害賠償債務は関口さんの奥さんに対するもので、関口さんとAさんは互いに債権債務を負っていないからです。

関口 なるほど。実は、Aさんからの私の借金について、妻が連帯保証人になってます。この場合、Aさんは、損害賠償債務と連帯保証債務を相殺することができますか。

宮下 その場合でも、Aさんから相殺することとはできません。損害賠償債務はAさんの息子の交通事故という不法行為により生じているからです。民法五〇九条は「不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止」を定め、加害者からの相殺を禁止していますが、その目的は、①不法行為の誘発を防ぐこと及び②被害者に現実の給付を得させることにあるといわれています。

関口 受働債権というのは、つまり私の妻がAさんに対して持っている債権ということですか？

宮下 そうです。相殺される方が持っている債権のことで、逆に相殺する側の債権を受働債権と呼んでいます。

関口 なるほど。では、いささか不謹慎な話ではありますが、今回の一件をこちらから相殺しようとAさんにもちかけたなら、認められるもののですか？妻を前に気が引けますが、借金がなくなることはある意味私どもには必要なことであります。

宮下 うーん、あまりそのようなケースは考えられませんが、法律的には違法ではありません。判例は、民法五〇九条は、不法行為に基づく損害賠償請求権を自働債権とし不法行為による損害賠償請求権以外の債権を受働債権として相殺することまでも禁止するものでないとしています。

そもそもなぜ不法行為による損害賠償債務の相殺が禁止されているかというと、関口さんが借金を返さないことに腹を立てたAさんがわざと不法行為に及ぶことを防止し、さらに、関口さんの奥さんが実際に治療費をもらえるようにするためで、被害者が相殺を望むなら問題はないからです。もっとも、奥様の治療費をどう捻出するかが懸念されますが、**関口** たしかにおっしゃるとおりで、恥ずか

しながらAさんに借金をしている事実はあるものの、それはそれ、事故は事故ですからね。それにしても、借金の負い目があって、損害賠償の話をするのが少々困難なのです。
宮下 今回のようなケースはごくまれにしか起こり得ないものですが、いずれにしても交通事故はすでに起きてしまっており、現実には奥様の治療が必要なわけですから、Aさんには支払っていただく必要があります。
仮にAさんが治療費などの支払いの請求に応じず、当方として満足できないのであれば、最終的には訴訟を起こす必要がありますね。

債権の時効と相続との関係

関口 わかりました。ところで、先ほど契約のお話がありましたが、借金を返済する期限について、そう言えば全く取り決めていませんでした。何しろ長い付き合いなので、あまり細かいところまで詰めていなかったのです。

宮下 そうなんです。Aさんとは親しい間柄なんですね。一般的にAさんから請求されなければ、債権の時効は一〇年になります（民法一六七条第一項）。例外として、卸売りなどを含む事業者が商品を売買して得る代金債権の時効は2年です（民法一七三条第一号）、料理店で飲食をした飲食料債権の時効も一年と短くなります（民法一七四条第四号）

関口 例えば自動車の売掛債権の時効は二年だし、スナックでツケで飲んだら、その後一年で時効ということですね。私にはどちらも踏み倒した経験などありませんが。

宮下 とところで、互いの債権の成立時期によつては、時効消滅後も相殺することができます。例えば先の例を一部引用しながら考え